# 〇羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の退職管理に関 する規則

平成29年3月31日規則第1号

#### 最終改正 令和5年4月18日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第38条の2、第38条の6第1項及び第60条第4号から第6号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

- 第4条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第 1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる 職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。
  - (1) 会計管理者

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第7条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第8条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実 がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料 するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、 当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第9条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼 に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続 的給付として任命権者が定めるものを受ける契約に関する職務その他職員の裁 量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

- 第10条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者 依頼等承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 離職時の職
  - (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
  - (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
  - (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
  - (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容
  - (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の2第6項第6号の要求又は 依頼の対象となる契約等事務(法第 38条の2第1項に規定する契約等事務 をいう。)
  - (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の2第6項第6号の要求又は 依頼の内容
  - (10) その他参考となるべき事項

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第11条 法第 60 条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第12条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共 団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるもの は、第4条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第13条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共 団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職 していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規 則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第14条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(任命権者への再就職の届出)

- 第15条 離職する職員は、次に掲げる事項を記載した再就職届出書(様式第2号)により、離職する職又はこれに相当する職の任命権者に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
  - (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 離職時の職
  - (4) 離職日
  - (5) 再就職日
  - (6) 再就職先の名称
  - (7) 再就職先の業務内容
  - (8) 再就職先における地位
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する届出を要しないものとする。
  - (1) 日々雇い入れられる者となった場合
  - (2) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引

き続き地方公務員等となった場合

- (3) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合
- (4) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、報酬を 得ない場合

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年7月11日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**付 則**(令和5年4月18日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

 $2 \sim 4$  (略)

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の退職管理に関する規則第15条第2項第3号の規定を適用する。

 $6 \sim 8$  (略)

年 月 日

任命権者宛

## 再就職者依頼等承認申請書

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、 下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

## 1 申請者

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日生 ( 歳)
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先	
勤務先(営利企業等)の業務内容	

#### 2 離職時及び離職前の状況

離職	年 年	月	日	離職時の職	
	所属・職		在職期間		職務内容
離職前5年間の在職状況※					
<sub>別</sub> 5 年					
間の力					
仕 間 出					
· 汉 ※					

※部長以上の職に就いていた場合は、就任時まで遡ってすべて記載すること。

3 要求又は依頼をする事項と勤務先(営利会	企業等)との契約等の関係	
在職していた執行機関の組織等において自ら	が締結を決定した勤務先(*	営利企業等) 又は
その子法人との契約に関する要求又は依頼		
	□ 該当する	□ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自ら	が決定した勤務先(営利企	業等)又はその子
法人に対する処分に関する要求又は依頼		
	□ 該当する	□ 該当しない
4 要求又は依頼の対象となる役職員		
氏名(ふりがな)	(	)
所属	職	
職務内容	,	
5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の	内容	
□ 電気、ガス又は水道水の供給その他これ	らに類する継続的給付として	て市長が定めるも
のを受ける契約に関する職務に関するも	) D	
□ その他職員の裁量の余地が少ない職務に	に関するもの	
(内容)		
□ 上記の2項目のいずれにも該当しない		
6 要求又は依頼の具体的な内容		
7 その他参考事項		

年 月 日
-------

任命権者宛

住	所			
氏	名			
電話番	手号			

## 再就職届出書

羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の退職管理に関する規則第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	離職時の職	
2	離職日	年 月 日
3	離職後の予定	□再就職する □再就職しない ※4~7の記入は不要です。
4	再就職日	
5	再就職先の名称	
6	再就職先の業務内容	
7	再就職先における地位	

要請に応じ地方公務員又は国家公務員になる場合、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により再任用職員として採用される場合については、 $4\sim7$ の記入は不要です。